新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で 生活資金が必要な皆様へ

緊急小口資金 拡充支援資金貸付のご案内

◆この資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。

【貸付内容】

●貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受けて、休業等により収入の減少

があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする 鶴岡市内の世帯(アルバイト収入が減少した大学生等も含む)。

●貸付要件 山形県社会福祉協議会生活福祉資金緊急小口資金(特例貸付)

限度額10万円の貸付を受けている世帯。

※上記の特例貸付については、下記お問合せ先にご相談下さい。

●貸付限度額 一世帯につき一回限り10万円以内

●据置期間 1年以内

●償還期間 据置期間終了後2年以内

●貸付利子・保証人 無利子・不要

※償還期限後は延滞利子が生じます。

【申込みに必要なもの】

※本人確認書類(住民票[世帯全員分・本籍地記載があるもの] 運転免許証等)

※申込者の預金通帳及び銀行届出印(振込及び口座振替用として)

※新型コロナウイルス感染症の影響で減収(または減収見込)が確認できる給与明細書、 預金通帳等の書類

【貸付金の交付方法】

※借入申込者が指定する金融機関に送金します。

【申込受付】

※申込受付期間 令和2年5月18日~7月31日(延長する場合があります。)

※受付窓口 鶴岡市社会福祉協議会の各福祉センター

・鶴岡福祉センター ☎24-0053 ・藤島福祉センター ☎64-3100

・羽黒福祉センター ☎62-4534 ・櫛引福祉センター ☎57-5300

・朝日福祉センター **な**53-2795 ・温海福祉センター **な**43-2114

【償還免除】

※山形県社会福祉協議会生活福祉資金緊急小口資金(特例貸付)の貸付が償還免除となった世帯は、この拡充支援資金貸付も償還免除となります。

くお問合せ先> 鶴岡市社会福祉協議会(生活支援課) おだがなま

鶴岡市総合保健福祉センター2階 鶴岡市泉町5-30 **2**24-0053

